

動薬協会発 149 号
令和 6 年 1 月 22 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（5 消安第 6054 号）がありましたので、お知らせします。

なお、様式の変更点としては以下のとおりとのことです。

- ①飼養衛生管理支援システムの運用に係る個人情報の取扱いに係る本人同意の確認項目の追加
- ②豚及びいのししの様式における、「5 大規模所有者が講ずる措置」の（3）の施行時期に係る記載の削除
- ③記入欄について都道府県への照会を踏まえた変更

よろしく願いいたします。

5 消安第 6054 号
令和 6 年 1 月 19 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしく申し上げます。

写

5 消安第 6054 号
令和 6 年 1 月 19 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

令和 3 年 9 月に、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年農林水産省令第 55 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、新たな飼養衛生管理基準が公布されました。そのうち、豚及びいのししの項の 5（3）に係る部分については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されています。

また、本年 4 月からの飼養衛生管理支援システムの運用開始に向けて様式を見直すに当たり、定期の報告の様式の記入欄の活用状況を都道府県に照会するとともに、個人情報の取扱いについて整理したところです。

これらを踏まえ、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について、下記の点について改訂し、別添のとおりとしたので、家畜の所有者、畜産関係者等へ周知をお願いするとともに、都道府県から国への報告についても遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 個人情報の取扱いについて本人同意の確認項目を設けるとともに、様式に別紙を追加し、当該取扱い内容の詳細を記載
2. 豚及びいのししの様式における、飼養衛生管理基準の豚及びいのししの項の 5（3）の施行時期に係る記載を削除
3. 記入欄の選択項目を参考例の記載とする等の都道府県への照会を踏まえた修正

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班 松井、鈴木
Email: siyoueiseikanri@maff.go.jp
T E L: 03-6744-7144

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容について同意する場合は「定期報告書」のチェックボックスにチェックを入れてください。

家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく定期報告に係る 個人情報の取扱いについて

都道府県は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき報告された定期報告書等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づき適正に管理し、定期の報告に係る業務のために利用します。

また、都道府県は、家伝法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき報告された個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、また、農林水産省へ第三者提供した上で、同省が運用する飼養衛生管理支援システムを利用して定期の報告に係る業務を行うとともに、必要最低限度の範囲内において家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務（家きん及び豚等における飼養衛生管理基準の自己点検に関する業務、病性鑑定（発生速報、月報等を含む。）に関する業務、豚熱予防的ワクチンの接種状況の報告に関する業務等をいう。以下同じ。）に利用します。

農林水産省は、提供を受けた個人情報を個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務のために利用します。